

添付書類一覧表

	書類名	書類説明	小作権の 解約 (18条)	賃貸借 の解約 (18条)	使用貸借 の解約
1	申請書	貸主と借主双方の押印が必要です。	○ 実印	○ 認印	○ 認印
2	登記事項 証明書	土地登記全部事項証明書（3ヶ月以内） ※相続登記未了時は、権利相続人が確認できる書類の添付	○		
3	位置図	位置図及び付近見取図	○		
4	印鑑証明	貸主と借主双方の印鑑証明書（3ヶ月以内）	○		
5	農業委員	農業委員の確認印（必要書類を揃えた後、担当地区の農業委員へ書類を持参し、申請書へ署名又は押印をもらってください。） ※小作権の解約の場合のみ必要です。	○		
6	委任状	委任に基づく代理申請の場合は委任状（確約書含む） ※法定代理人が申請する場合 ①親権者→戸籍関係書類 ②後見人等→登記事項証明書 ③相続財産管理人、遺言執行者→裁判所の審判書の写し	△	△	△

- 小作権や賃貸借の解約の受付期間は、毎月18日～23日（毎年11月と12月は16日～20日）です。受付最終日が、休日の場合には、翌開庁日です。
- 使用貸借の解約は随時受付です。
- 提出部数： 1部
- 現契約が、**農業公社**を介した契約である場合は、解約手続きは農業公社が行いますので、直接連絡してください。【和歌山県農業公社（農地中間管理機構）☎073-432-6115】